

経理・人事部門の基本有用情報

社会保険労務ニュースレター

今回のテーマ： 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う措置

新型コロナウイルス感染症拡大（以下コロナ）に伴い、従業員の働き方や私生活はもとより、企業活動にも甚大な影響がもたらされています。社会・労働保険制度において講じられている特例措置の中で企業の実務に直結する事項を紹介します。

社会保険標準報酬月額の特例改定

コロナが起因となった休業のために報酬が著しく下がった被保険者に対し、その翌月から標準報酬月額の改定を認めるという特例措置です。固定的賃金変動の有無にかかわらず、単月で従前の標準報酬月額との比較を行い、翌月に改定を行うことができます。

特例改定により、傷病手当金等の給付基礎日額及び将来の年金算出額に影響があるため、申請には被保険者の同意を書面で得る必要があります。手続きは必須ではありませんが、従業員の所得低下に対応し、事業主負担分も含め社会保険料の軽減が期待できます。

a. 対象者

令和2年4月から7月までの間、コロナ起因の休業により報酬が急減し、2等級以上低下した被保険者

b. 対象期間

5月・6月特例改定者 令和2年定時決定までの5月から8月分保険料について適用。

7月・8月特例改定者 令和3年定時決定まで適用。

c. 申請及び申請期限

事業主の「申立書」及び「月額変更届（特例改定用）」を令和3年1月末日までに管轄の年金事務所に提出します。（e-Gov申請も可）尚、被保険者の同意書は添付不要ですが、2年間は保管することとされています。

d. 留意点

同一被保険者に対し申請は1回限りとなるため、最も報酬が低下した月を対象とします。また、休業解消後3カ月の平均報酬が2等級以上上昇した場合、通常の随時改定の手続きを行う必要があります。

厚生年金保険料等の納付猶予

コロナの影響により、事業等収入に前年同期比概ね20%以上の減少があり、一時的に保険料等を納付することが困難になった場合、納付の猶予を受けることができます。既存の猶予制度では、担保の提供や延滞金の一部（1.6%）の納付が求められますが、今回の措置では共に不要です。申請は「納付の猶予（特例）申請書」を管轄の年金事務所へ提出します。（e-Gov申請も可）

令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する保険料等につき、納期限から1年間猶予されます。また、協会けんぽ加入の場合、同一の申請書にて健康保険料等の納付の猶予も同時に受けることができます。

もう少し補足！

コロナ拡大の影響で離職した従業員に対し、雇用保険基本手当の給付日数の延長に関する特例が設けられました。令和2年5月26日以降、コロナ拡大の影響により離職した従業員の離職票作成にあたっては、「具体的事情記載欄（事業主用）」の離職理由の末尾に「コロナ関係」と記載することとされています。但し、重責解雇や労働者の個人的な事情による離職は対象外となります。